

中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の
解消に関する審査会委員の委嘱について

区の附属機関である中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会の委員を次のとおり委嘱した。

1 根拠

中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例（以下「条例」という。）第 14 条

2 中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会委員

北村 喜宣 上智大学 法科大学院教授
工藤 恵子 帝京平成大学 ヒューマンケア学部教授
繁田 雅弘 東京慈恵会医科大学 精神医学講座教授

（敬称略）

3 委嘱期間

平成 29 年（2017 年）9 月 5 日から平成 31 年（2019 年）9 月 4 日まで

4 所掌事項

- (1) 条例第 9 条第 3 項の規定による区長の諮問に係る、同条第 2 項に規定する勧告に関して、区長に意見を述べること。
- (2) 条例第 12 条第 2 項に規定する、区長が緊急安全措置を行った場合の報告を受けること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、不良な生活環境の解消に関し必要な事項について、区長に意見を述べること。